# 機械器具3 医療用消毒器 管理医療機器 エチレンオキサイドガス滅菌器 13740000 特定保守管理医療機器 設置管理医療機器

# サクラ酸化エチレンガスカートリッジ式滅菌装置 EC-800

# 【警告】

#### 〈使用方法〉

・エチレンオキシド(酸化エチレン)は人体に対し有毒であり、強い燃焼性があるので取り扱いに注意する。

[エチレンオキシド(酸化エチレン)を吸い込むと、慢性障害を引き起こすことがあり、エチレンオキシド(酸化エチレン)が漏れ出し、熱を加えると爆発するおそれがあるため]

- ・ガスカートリッジは、適正な環境・状態で保管する。 [漏れ、火災、破損を防ぐため]
- ・ガスカートリッジは、衝撃や熱を加えないように、また破損させないように慎重に取り扱う。

[エチレンオキシド(酸化エチレン)が漏れ出し、熱を加えると爆発するおそれがあるため]

・ガスカートリッジを火中に投じない。 <u>【爆発など予期せぬ事故につながるおそれがあるた</u>め】

# 【禁忌・禁止】

〈使用方法〉

- ・エキテック95以外のガスカートリッジを使用しない。 [他のガスカートリッジを使用すると、火災など予期せ ぬ事故が起きるおそれがあるため]
- ・装置の周囲に火気を近づけない。

[エチレンオキシド(酸化エチレン)ガスが火気に触れると、火災が発生するおそれがあるため]

単独エアレーションの際は、ガスカートリッジをセットしない。

[運転中に予期せぬトラブルが起こった場合、ガスカートリッジが穿孔され、エチレンオキシド(酸化エチレン)ガスが漏れ出すおそれがあるため]

- ・装置内に引火性、爆発性物質を入れて使用しない。 [爆発・火災のおそれがあり危険なため]
- ・医療用器材以外の物は滅菌しない。 [滅菌できないおそれがあるため]
- ・密閉された物は滅菌しない。

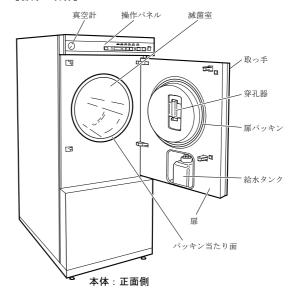
[滅菌室内の圧力の急激な変化により、破損・変形する おそれがあり、また密閉された物の内部は滅菌できな いため]

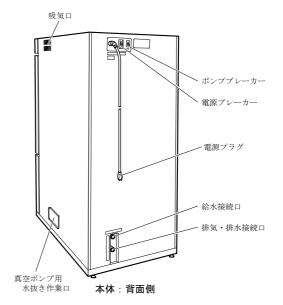
・放射線滅菌されたポリ塩化ビニール製品を再滅菌しない。

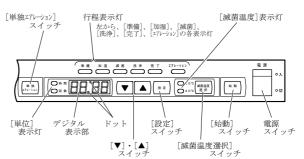
[化学変化により毒性物質 (エチレンクロルヒドリン) が生成されるため]

# 【形状・構造及び原理等】

#### [各部の名称]







操作パネル

取扱説明書を必ずご参照ください。

### [必要とする設備]

電源設備

電圧 : AC100V 周波数 : 50/60Hz 容量 : 15A以上 接地端子 : D種以上

給水設備

流量 : 3 L/min以上圧力 : 0.1~0.3 MP a

排気・排水設備

方式 : 単独屋外排気・排水 配管 : SGP15A以上

# \*\* [使用環境]

周囲温度 : 10~40℃

相対湿度 : 30~85%RH(結露しないこと)

気 E:900~1060hPa

# [動作原理]

エチレンオキシド(酸化エチレン)の入ったカートリッジ と精製水を装置にセットする。

滅菌室内を、真空ポンプで陰圧にし、滅菌室外周に張り付けられたヒーターで加温する。これらにより、被滅菌物の加温と加湿(精製水による)を行う。所定時間後、穿孔針がガスカートリッジに穴を開け、エチレンオキシドガスが滅菌室内に拡散して被滅菌物を滅菌する。設定した滅菌時間が経過したら、滅菌室内を減圧する動作と、大気圧近くまで圧力を戻す動作(フィルターを通した空気を入れる)を組み合わせてガスを排出する。

正常な運転状態から逸脱する場合は、エラーに応じた処置を装置が自動的に行った後、エラー表示及びブザーにより使用者に報知する。

# \*【使用目的又は効果】

エチレンオキシド(酸化エチレン)ガスを用いて医療機器を滅 菌すること。

### \*【使用方法等】

\*\* 設置方法・組立方法は、使用者にて行わないため省略する。

以下の手順の詳細は取扱説明書の第4章をご参照ください。

- ① 電源スイッチを「入」にする。
- ② 扉を開き、扉パッキン、穿孔針、給水タンクの水量を点 検する。
- ③ 滅菌室に被滅菌物を入れる。
- ④ ガスカートリッジを、有効性を確認してから穿孔器にセットし、扉を閉じる。
- ⑤ 滅菌温度を選択し、滅菌時間・洗浄回数を確認して、[始動] スイッチを押す。

自動運転が開始されます。滅菌・洗浄が終わり、十分なエア レーションを実施したら、

- ⑥ [始動] スイッチを押す。
- ⑦ 扉を開き、被滅菌物を取り出す。
- ⑧ 使用済みのガスカートリッジを取り出す。
- ⑨ 扉を閉じて、電源スイッチを「切」にする。

### 【使用上の注意】

詳細は取扱説明書の第1章、第2章をご参照ください。

- ・エチレンオキシド(酸化エチレン)は、特定化学物質等の うち第2類物質に該当するため、労働安全衛生法で定め る取り扱いをする。
- ・装置周辺は通風・換気を良くする。
- ・被滅菌物を取り出す前に、十分なエアレーションを行う。
- ・エアレーションを停止させたら、被滅菌物をただちに取り出す。
- ・滅菌後の被滅菌物は換気の良い場所に置く。
- ・薬液や洗剤の付着した物は滅菌しない。
- ・バイオロジカルインジケーターを用いて、必要な滅菌条件を決定する。
- ・運転ごとに、バイオロジカルインジケーターとケミカルインジケーターを併用して滅菌のモニタリングをする。
- ・ガスカートリッジの有効性を確認する。

### \*【保管方法及び有効期間等】

#### [耐用期間]

\*\* 耐用期間:製造出荷後 8年 [自己認証(当社データ)による] 条 件:取扱説明書及び添付文書に記載された取扱注意事 項あるいは保守・点検に係る事項を順守し、定期 的に日常点検・保守点検を実施すること。

> 点検結果により、下記に示す主要な構成部品や保 守点検事項に記載された交換部品を必要に応じ交 換すること。

> 保守部品として供給される主要な構成部品は下表 の通り。

主要な構成部品名	使用耐用年数
逆止弁	4年
真空ポンプ	5年
制御基板	3年
ヒーター	5年

※ ここに記載した装置の耐用期間及び主要な構成部品の 使用耐用年数は保証期間ではなく、上記の条件を満た した場合での平均的な年数となるため、使用環境、使 用方法などにより異なります。

### 【保守・点検に係る事項】

詳細は取扱説明書の第4章、第7章をご参照ください。

# [使用者による保守点検事項]

・真空計 運転ごとに、扉を開いた状態で真空計 の指示が「O」からズレていないこと

を確認する

・給水タンク 運転ごとに点検し、水量がタンクの

1/5より少ない場合は、新しい精製

水に交換する。

・滅菌室内 1週間に1回、水に濡らした布で清掃

する。

し、傷等がないか点検する。

・ストレーナー 1  $\tau$ 月に1回、ストレーナーを水で洗

い、ゴミや汚れを落とす。

取扱説明書を必ずご参照ください。

# [業者による保守点検事項]

・扉パッキン 1~2年に1回、新品と交換する。

・穿孔針 6ヶ月ごと、または破損したときに新

品と交換する。

・エアフィルター 1年に1回以上、新品と交換する。

・バッテリー デジタル表示部に、電圧低下を示す表

示がされたら新品と交換する。

# \*\*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

名 称:サクラ精機株式会社 電話番号:026-272-8381

取扱説明書を必ずご参照ください。